

第3章 理念

I. 本計画の理念（私たちが目指す地域の姿）

～「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して～

- 地域の課題は複雑化、多様化しており、従来型の施策や個別の支援だけでは解決することが難しい状況となっています。
- 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域社会をともに創っていくことが必要です。
- 地域に暮らす「他人」が抱える課題が、将来的には「自分」や「家族」の課題となる可能性があり、暮らしやすい地域をつくることは自分のためにもなると考えることで、一人ひとりが当事者の課題を「我が事」として捉えるとともに自助の力を高め、地域社会づくりに参加することが重要です。
- 住民や、福祉を目的とする事業を経営する人、福祉に関する活動を行う人が、本人のみならず、当事者が属する世帯全体に着目し、「福祉」「介護」「保健医療」「住まい」「就労」「教育」に関する課題、「地域社会からの孤立」などの地域生活課題を把握するとともに、課題の解決に資する関係機関と連携して解決を図ろうとすることで、地域福祉は推進されます。地域において生活課題の解決を進めるに当たっては、家族や支援者が一人で問題を抱え込むことのないよう、地域社会の構成員や専門職が連携しながら課題解決を図っていく環境を整え、互助の力を高めていくことが重要です。
- 千葉県は、「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指し、取組の方向性として次の4つのポイントを定め、市町村とともに地域課題の解決を支援していきます。

Ⅱ. 取組の方向性（4つのポイント）

1. 互いに支え合う地域コミュニティの再生

- 地域には、公的なサービスでは対応が難しい生活課題や孤立死¹⁴などの深刻な問題があり、社会的な排除や孤立の強いものほど制度から漏れやすく、また「見えにくく」なっていることも指摘されています。このため、地域住民のつながりを再構築し、課題発見機能や解決機能を向上させることが必要です。
- 県内54の市町村には、550を超える地区社会福祉協議会、3,000を超えるボランティア団体のほか、様々な任意団体があり、これら団体を中心に自主活動が展開されており、その活動を市町村や市町村社会福祉協議会が支えています。
- 県は、多様な主体が「我が事」として参画することを目指し、地域コミュニティの再生、地域住民による新たな支え合いの機運の醸成に向けて、地域性を踏まえながら、各市町村の取組を促進していきます。このため、住民ネットワークの構築や地域課題を議論する場づくりを支援するとともに、市民活動団体*や企業、学校など、地域に関わる様々な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりを支援します。

2. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成

- 互いに支え合う地域コミュニティを再生するためには、幅広い世代にわたって、誰もが地域社会づくりに参画する必要があります。また、それぞれの地域において、活動の要となる人材の育成も重要です。
- 加えて、今後急速な高齢化を迎える中、福祉・介護従事者を将来にわたって安定的に確保することが非常に重要であり、人材の就労支援や育成、定着等により一層努めます。

¹⁴ 孤立死：一般的には「みとる人が誰もいない状態での死」を示しますが、現在、明確な定義等は示されていません。厚生労働省が平成20年3月28日に発表した「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）一報告書」においては、「人の尊厳を傷つけるような悲惨な「孤立死」（つまり、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死）」と記載しています。

第3章 理念

- また、福祉体験や福祉教育は、地域の中で福祉課題に取り組む等のきっかけになると考えられるため、小・中学生からの福祉教育を充実させるとともに、生涯を通じた地域福祉の普及・啓発を進め、福祉マインドの醸成に取り組みます。

3. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化

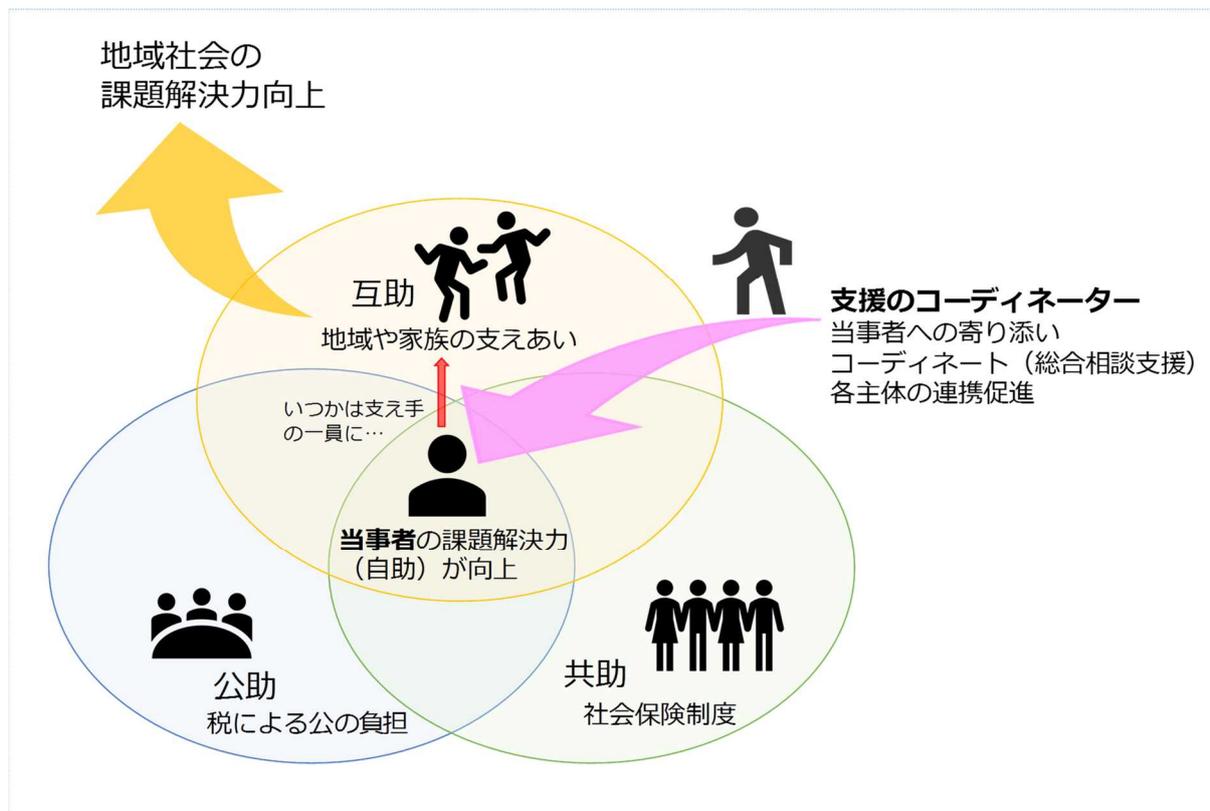
- 地域住民が、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指し、地域包括ケアシステム*を深化・推進していく必要があります。支援を要する人、一人ひとりを中心に、地域保健・地域医療・地域福祉のネットワークをきちんと機能させ、ケアマネジメントに基づいた自立生活を支援するシステムの構築を県として支援していきます。併せて、住まいの充実、地域生活・地域福祉活動を支える医療・福祉サービスの安定的な供給等が必要です。
- また、地域活動を安定的に継続させるためには、社会福祉施設や学校等の地域の社会資源を有効に活用し、活動拠点を確保するとともに、自主財源の確保が不可欠です。

4. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談支援体制の充実・強化

- 社会の成熟化に伴い地域課題は複雑化しており、その課題の解決のためには、相談窓口の充実、相談支援機関の機能強化、相談支援員の専門性の向上等の相談支援体制の充実・強化を図るとともに各関係機関の連携を促進し、当事者を中心とした「丸ごと」の支援ができるよう、包括的・総合的な総合相談支援機能を確保した体制が必要です。
- また、支援につながりにくい一人暮らしの人や認知症高齢者、生活困窮者等の増加が見込まれます。課題の複雑化や多様化等により地域のセーフティネットが機能しないケースが増えており、こうした支援につながりにくい人を適切な支援に結びつけることが必要です。
- 相談を受ける支援者は、目の前の相談者の困りごと（課題）解決に取り組むとともに、相談者の世帯全体や、周辺的环境、地域の問題点についても把握するように努めることで、個別相談を地域課題の発見につなげます。
また、住民も、自分の課題解決力の向上に努めることにより、将来的には支援の「受け手」から「支え手」になることもできるようになります。

第3章 理念

「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して（イメージ図）



Ⅲ. 市町村と県の役割

1. 市町村の役割

市町村は、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じ、包括的な支援体制を整備していく必要があります。

○ 地域福祉計画の策定と推進

市町村は住民や社会福祉協議会等の地域福祉の関係機関とともに、持続可能な地域社会の将来ビジョンとその実現に向けた具体的な取組を検討し、「地域福祉計画」を策定します。地域共生社会の実現に向けた取組や、将来ビジョンは、それぞれの地域の実情に応じて、大きく異なります。市町村の計画の策定や見直しにおいては、関係者の中で、現状や課題を把握するとともに、目指すべき将来像となるビジョンを共有化する過程が大変重要です。

なお、民間における地域福祉の推進方策については、社会福祉協議会等が中心となり「地域福祉活動計画」を策定します。

住民や関係機関は計画をもとに、生活圏域ごとに実情に合うようにアレンジ、共有化しながら、具体的な活動に取り組んでいきます。市町村は行政としての取組を進めるとともに、関係機関や住民の取組を支援していきます。このことにより、自助、互助の取組が生まれ、「我が事」を推進力とした地域の力が強化されていきます。

○ 住民を始めとした各主体の地域社会づくりへの参加促進

住民が「我が事」のマインドを持ち、地域社会づくりの活動へ積極的に参画することは、地域の力を高めるための必須条件です。

市町村は、人口推計や地域の資源を踏まえた将来の状況をわかりやすく示し、自分たちの住む地域を暮らしやすい社会として継続していくためには、地域の課題を解決することが必要であること、そのためには公助や共助だけでなく、互助や自助の力が必要であり、住民一人ひとりが地域福祉を担う一員であることを、住民が理解しやすいように工夫して啓発します。

また、福祉活動を行う事業者等は貴重な地域の資源として、その力を活かして地域社会づくりに参画するのはもちろんのこと、そのほかの団体や企業など、あらゆる主体がそれぞれの強みを活かして地域社会づくりに参画できるよう、市町村が中心となって連携・協働を進めます。

第3章 理念

○ 総合相談支援機能の確保

市町村は、当事者中心の「丸ごと」の支援をするため、包括的・総合的な総合相談支援機能を確保した体制を構築する必要があります。

総合相談支援機能は、複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等も受け止める機能を持ち、基本的には課題解決の受け皿ではなく、相談者に合った解決手法を考え、相談者に伴走者として寄り添いながら個別の相談窓口につなげる役割を持ちます。必要に応じて、複数の窓口につなげながら、個別の相談窓口が提示する解決方法が矛盾せず、効果的な支援になるよう、調整役も担います。また、個別窓口につなげたあともフォローを継続することで、相談者から見て、一体感のある相談支援機能を確保します。

そのため、市町村の持つ相談支援機能を把握するとともに、地域で活用できる国や県、民間を含めた相談支援機能などの地域の資源を把握し、必要に応じて情報共有できる体制を構築する必要があります。また、課題の対応状況を把握し、地域において確保すべき機能や不足する機能はないか、広域連携により解決できないかなど、総合相談支援機能のブラッシュアップに努める必要があります。

さらに、住民の自主的な活動、助け合いでは解決が難しく、地域では解決しにくい課題、例えば、社会的なつながりが弱く支援者との信頼関係の形成が容易ではない人や自ら声を上げる力の弱い人への支援なども、総合相談支援機能の重要な役割です。専門職が中心となり、アウトリーチ¹⁵も行いながら対応していくため、多機関・多分野にわたる支援機関が連携した体制の構築を目指します。

2. 県の役割

県は、単独の市町村では解決が難しい場合の支援体制を市町村と連携して構築していきます。また、県域で推進していく施策や、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等の役割を果たしていきます。

○ 地域福祉計画策定及び推進の支援

全ての市町村と住民が、地域のビジョンや課題等を共有することができるよう、市町村による地域福祉計画の策定を個別支援します。地域の課題を把握するための資料として、各種統計による指標の例を提示するとともに、地域の実情に応じて、モデルとなる先行事例を提供します。

¹⁵ アウトリーチ：医療・福祉関係者が直接出向いて心理的ケアとともに必要とされる支援に取り組むことです。

第3章 理念

また、国や県の施策に関する情報提供や、他の市町村との情報共有の場を設けます。

○ 市町村行政の体制構築の支援

市町村による地域福祉の推進体制の構築を支援するため、研修の実施や、情報共有の場の設定などにより、人材の育成を図ります。また、地域包括ケアシステム*を深化・推進するため、市町村の状況に応じた支援を行います。さらに、各分野の相談支援機能等の確保・充実を支援するとともに、包括的・総合的な総合相談支援機能の普及を図ります。

総合相談機能は、複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題に対応するため、複数の相談機能の連携・調整を行います。県の所管する相談機関も、地域の資源のひとつとして、課題解決に向けて積極的に連携するとともに、地域社会づくりにも参画します。

○ 広域マネジメント

市町村の行政区域を越える保健医療・福祉の課題に対するマネジメントを行います。

地域医療に関しては、医療機関の機能分化と連携や、医療と福祉の連携、地域医療の将来ビジョンを提示します。

また、専門職の人材育成や、学校等での福祉教育の促進、社会福祉協議会等の地域福祉の関係機関の活動の促進、福祉施設などの基盤整備への支援を行うとともに、県民の地域社会づくり活動の促進のため、普及啓発等を行います。

さらに、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童、難病・がん患者、精神障害のある人や身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた人、刑務所出所者等に対する支援体制を市町村と連携して構築していきます。

○ 地域福祉支援計画の施策推進

地域福祉を推進するためには、福祉、保健、医療だけでなく、県民活動や住まい、教育、子ども・若者支援、防犯、消費者教育、災害対応、まちのバリアフリー化など、行政の各分野の連携が重要です。

地域福祉支援計画に掲げられた各種施策進捗状況の管理、情報共有等により、庁内関係課の連携を深め、施策の推進に努めます。